

平成二十年六月三日受領
答弁第四二一號

内閣衆質一六九第四二一號

平成二十年六月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に
関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の者が御指摘の場において発言したことは承知しているが、その具体的内容については確認することができなかった。

二について

先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三九〇号）一から三まで及び六については、外務省として、誠実にお答えしたものと考えている。

三について

日朝平壤宣言に明記されたミサイル発射のモラトリアムについては、我が国の安全に直接かわるミサイルの発射を対象とするものであり、平成十八年七月五日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、同宣言に違反するものである。

四について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉^ら致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を実現するといふものである。また、仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

五について

平成十八年七月五日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射に際し、我が国としては、これが日朝平壤宣言に違反するとの認識の下、関係諸国とも緊密に連携しつつ対処しており、外務省としては、先の答弁書

(平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三九〇号) 四について述べた考えに変わりはない。